久喜市ネーミングライツパートナー募集要項（ハード事業）

久喜市では、本市の施設に愛称を命名する権利を付与する「ネーミングライツ」について、命名権者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

本募集要項及び別紙「対象施設概要書」をご確認の上、ご応募ください。

１　ネーミングライツの内容

（１）ネーミングライツパートナーは、当該命名権の対象とする施設について、企業名、商品名等を冠した愛称を付すことができます。

（２）ネーミングライツパートナーは、命名権の対価として、市にネーミングライツ料（契約金額）を支払うものとします。

（３）市は、ネーミングライツの契約に基づく期間中は基本的に愛称を使用しますが、必要に応じて、条例上の名称を使用します。（愛称と条例上の名称の併記を含む）

（４）市は、原則として、ネーミングライツ料を当該施設の維持管理や運営に関する費用の一部に充てるものとします。

（５）市は、ネーミングライツパートナーと契約締結後、速やかに、市ホームページ等で公表します。

２　対象施設及び最低ネーミングライツ料

別紙「対象施設概要書」参照

※コミュニティセンターについては、３施設まとめて１つの契約として公募するため、個別の応募は受け付けておりません。

３　応募資格

応募資格を有する者は、事業者（法人及び個人事業者）とします。ただし、次に掲げる事項に該当する事業者は、応募できません。

①地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定により一般競争入札の参加を制限されている者

②久喜市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成２２年久喜市告示第２５号）第２条の規定により指名停止の措置を受けている者

③会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく更生又は再生手続きをしている法人（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合は除く。）

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う者

⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する風俗営業を営む者

⑥法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している者

⑦政治活動又は宗教活動を行う者

⑧公序良俗に反する活動を行う者

⑨埼玉県税又は久喜市税を滞納している者

4　ネーミングライツ料

（１）応募に当たっては、別紙「対象施設概要書」に記載している最低ネーミングライツ料以上の金額を提案してください。最低ネーミングライツ料を下回る提案は、審査の対象外となります。

（２）最低ネーミングライツ料は、消費税及び地方消費税を含まない１年当たりの金額です。契約金額（ネーミングライツ料）は、提案された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額とします。

（３）希望するネーミングライツ料（年額）を必ず記入してください。ただし、希望する愛称の使用期間が１年間単位ではない場合は、１か月当たりの希望金額を記入してください。

（４）ネーミングライツパートナーは、契約に基づきネーミングライツ料を支払うものとします。

5　愛称の条件

（１）愛称は、親しみやすさや呼びやすさ等の観点から、市民や施設利用者に受け入れられやすいものとしてください。ただし、次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができません。

①法律、法律に基づく命令、条例及び規則に反するもの
②公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
③人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
④政治性又は宗教性のあるもの
⑤社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
⑥その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

（２）愛称として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。ただし、商標権がある名称を使用する場合は、権利者からの許諾が得られることを条件とします。

（３）愛称は、ひらがな、カタカナ、通常使用する漢字、数字又はアルファベットにより表記できるものとしてください。

（４）条例等に規定している当該施設の名称（以下「正式名称」という。）は変更しません。愛称の表示に当たり、正式名称を併記する場合があります。

（５）利用者の混乱を避けるため、契約期間内は愛称を変更できません。ただし、ネーミングライツパートナーの社名変更など特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとします。

（６）上記のほか、別紙「対象施設概要書」に示している施設ごとの愛称の条件を遵守してください。

（７）公共施設予約システムに表示できる愛称の文字数は１５文字までです。文字数制限を超える愛称の場合は、表示方法に関して調整させていただくことがございま

すので、予めご了承ください。

6　愛称の使用期間

（１）愛称の使用開始は、原則として、令和９年４月１日からとします。
（２）市が希望する施設ごとの愛称の使用期間は、別紙「対象施設概要書」に記載しているとおりです。
（３）市が希望する愛称の使用期間に満たない提案も可能です。

7　応募方法

（１）募集期間
令和８年１１月２４日（火）から令和８年１２月２４日（木）まで
（２）提出書類
①久喜市ネーミングライツパートナー申込書（ハード事業）（様式第１号）
②誓約書（様式第３号）
③商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（法人の場合のみ）
④代表者の住民票の写し（法人以外の場合のみ）
⑤直近１事業年度内の埼玉県税の滞納がないことの証明書（納税証明書）
⑥直近１事業年度内の久喜市税の滞納がないことの証明書（納税証明書）
⑦事業者の概要を記載した書類（会社案内・パンフレット等）
⑧愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要が分かるもの
※③、④、⑤及び⑥は、提出日前３か月内以内に発行されたものに限ります。
※③、④、⑤及び⑥は、写しでも可とします。
※⑤及び⑥は、事業所が埼玉県内又は久喜市内に無い場合は提出不要とします。
※複数の施設について申し込む場合は、施設ごとに①を提出してください。ただし、この場合②から⑧の書類は、１部のみの提出を可とします。
（３）提出先
〒３４６－８５０１　埼玉県久喜市下早見８５－３
久喜市　総合政策部　企画政策課　行政管理係（久喜市役所４階）
（４）提出方法
提出書類を全てまとめ、次のいずれかの方法で上記の提出先に提出してください。
①郵送
封筒に「ネーミングライツ申込書関係書類在中」と記載し、郵便書留の方法で送付してください。（募集期間内必着）
②持参
募集期間の８時４５分から１６時（１２時から１３時を除く）までの間に、提出先に直接持参してください。ただし、土・日曜日及び祝日は除きます。
③メール
メールの件名を「ネーミングライツ申込」とし、関係書類を添付の上、募集期限である１２月２４日(木)の１６時までに送信してください。

（５）質問及び回答

①質問の方法

募集に関し質問がある場合は、「質問書（様式第４号)」を提出してください。

②質問の提出期限

令和８年１２月４日（金）１６時３０分

③質問の提出方法

電子メールで、P.６「１１連絡先」あてに提出してください。なお、電子メールの件名は「(施設名）久喜市ネーミングライツ質問」としてください。

④回答方法

質問者に電子メールで回答した後、質問及び回答の内容（質問者名は除く）を市ホームページで公表します。なお、最終回答は、令和８年１２月１１日（金）までに行います。

（６）応募の辞退

申込書類の提出後に応募を辞退する場合は、P.３「７（３）提出先」まで「辞退届（様式第５号)」を提出してください。

（７）留意事項

①ネーミングライツ料は、消費税及び地方消費税を含まない額を記載してください。

②応募に係る費用は、応募者の負担です。

③現地確認を希望する場合は、別紙「対象施設概要書」内の「その他特記事項欄」を確認してください。

④申請書の内容について、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。また、追加資料の提出をお願いする場合があります。

⑤提出書類等は、返却いたしません。

⑥提出書類等は、関係機関に意見を求めることを目的に使用することがあります。また、久喜市情報公開条例に基づき、開示することがあります。

８　優先交渉権者の選定等

（１）ネーミングライツパートナーに関する優先交渉権者の選定にあたっては、久喜市ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査します。ただし、以下のいずれかに該当する者は、審査の対象外とします。

①募集要項に定める応募資格を満たしていない者

②最低ネーミングライツ料を下回るネーミングライツ料を提案した者

③愛称の条件を満たしていない愛称案を提案した者

（２）審査委員会における審査項目、審査基準及び配点は、下表のとおりです。

審査項目	審査基準	配点
①ネーミングライツ料	金額の多寡 ＜採点方法＞ 配点×提案金額／最高提案金額	４０
②契約期間	契約期間 ＜採点方法＞ 配点×提案契約期間／市の契約希望期間 市の契約希望期間を超える提案は、２０点とする。	２０
③愛称	親しみやすさや呼びやすさ、施設等のイメージに合っているか。	２０
④適格性	本市のネーミングライツパートナーとしての適格性	２０
合計		１００

※③及び④の審査項目は、審査委員会の各委員が配点以内で採点し、合算した点の平均値を点数とする。

※採点においては、小数点以下第１位を四捨五入して算出した値を点数とする。

（３）審査の合計点が７０点以上かつ最高点を得た応募者を優先交渉権者とします。なお、合計点が同点の場合は、上記（２）の審査項目①、②、③、④の順に点数が最も高い応募者を優先交渉権者とします。

（４）選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。（令和９年１月下旬頃を予定）また、選定された優先交渉権者を市ホームページにおいて公表します。

９　契約の締結及び公表

（１）優先交渉権者の決定後、市は優先交渉権者と個別にネーミングライツ事業契約の締結に係る交渉を行い、市及び優先交渉権者双方の合意がなされたのち、正式にネーミングライツパートナーとして決定、契約書を締結します。なお、交渉の結果、協議が成立しない場合は、優先交渉順位で次点につけている者（審査の合計点が７０点以上の者に限る）を繰り上げて優先交渉権者として交渉できるものとします。

（２）市は、ネーミングライツパートナーと契約締結後、速やかに事業者の名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料及び愛称の使用期間について市ホームページ等において公表します。

１０　費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次の表のとおりです。なお、詳細については、双方協議の上、契約書等に定めるものとします。

区分	市	ネーミングライツパートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の看板表示の変更、新規設置等に要する費用		○
契約期間終了又は契約の解除による看板表示等の原状回復に要する費用		○
契約期間終了後の原状回復に要する費用		○
契約締結後に作成するパンフレット等の印刷物、市ホームページの表示変更に要する費用	○	

※愛称使用の開始日において、表示変更が完了していない場合であっても、契約期間及びネーミングライツ料は、変更しません。

※屋外への愛称看板設置については、埼玉県屋外広告物条例等の関係法令を遵守してください。

１１　連絡先

〒３４６－８５０１　埼玉県久喜市下早見８５－３
久喜市　総合政策部　企画政策課　行政管理係（久喜市役所４階）
電　話：０４８０－２２－１１１１（代表）
E-mail：kikaku@city.kuki.lg.jp